

令和2年第3回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和2年3月27日(金) 午後2時30分

場 所 サンフレッシュ白河

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(18名)

1番	鈴木俊信	委員	2番	熊崎新壽	委員
3番	根本一郎	委員	4番	小松勝恵	委員
5番	小泉光敏	委員	6番	橋本賢一	委員
7番	樋口幹夫	委員	8番	山内喜一	委員
9番	深谷宏光	委員	10番	早津和一	委員
11番	山本繁夫	委員	12番	有賀良雄	委員
13番	富永進	委員	14番	齋藤茂	委員
15番	塩田一也	委員	16番	秋元幸一	委員
18番	北野唯道	委員	19番	矢野正則	委員

欠席農業委員(1名)

17番 砂塚 功 委員

出席農地利用最適化推進委員(19名)

茂木一男	委員	高橋 亨	委員
鈴木信秋	委員	鈴木 實	委員
邊見敏文	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	十文字正一	委員
深谷 昭	委員	緑川喜文	委員
和知俊一	委員	鈴木滋夫	委員
穂積 正	委員	高久 亨	委員
円谷隆男	委員	大戸文治	委員
市川哲夫	委員	藤田康次	委員
梨本清太	委員		

欠席農地利用最適化推進委員（なし）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副主査	渡部 美紗	副主査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	鈴木 隆之
東分室長	藤田 和宏		

◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。

それでは、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第3回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日ご審議いただく案件は、農地法第3条関係が8件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が4件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が16件、合わせて29件をご審議いただきます。よろしくお願いたします。

(午後 2時30分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

春の作付準備と災害の復旧といろいろ重なっているところに、新型コロナウイルスという今までにない厄災が日本を覆っております。農業委員会については、法令が順調に回るように、通常どおり総会を開いてくれという県からの要請は来ております。

しかるに、皆さんの健康状態を鑑みまして、十分に気をつけて活動していきたいと、そういうふうをお願いいたします。

本日は、29件ということでご審議いただきます。よろしくお願いたします。

◎議事録署名人選出

会 長 議事に入ります。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、5番、小泉光敏委員、6番、橋本賢一委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

17番、砂塚功委員の1名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和2年3月27日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（三浦副主査） それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその8朗読】

以上、その1からその8までの案件につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、7番、樋口幹夫委員の退席を命じます。

（樋口幹夫委員 退席）

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

藤田委員 東釜子地区担当の藤田です。

去る3月19日に、小松委員と、譲渡人とは現地で、譲受人は来られないということで、電話で確認いたしました。申請の内容には間違いのないことでしたので、審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

大戸委員。

大戸委員 これは無償という形になっているんですけれども、もし言えなかったら言えないでいいんですけれども経緯をお話したいかと思います。言えない場合はいいです。

会 長 参考として聞いておきたいと。

大戸委員 はい。

会 長 この部分に関して、担当委員、聞いていますか。

(「事務局から申し上げます」と呼ぶ者あり)

会 長 事務局より。

事務局(三浦副主査) こちらは親戚間での贈与になっていますので、無償でということ
聞いております。

会 長 義理の弟ということになって、定年で営農をするという話があったよう聞いてお
ります。

いいですか。

大戸委員 はい、いいです。

会 長 では、再度、その1についてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

樋口幹夫委員の入場を認めます。

(樋口幹夫委員 入場)

会 長 農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷金山地区担当、鈴木です。

3月23日、橋本委員と私、譲渡人、譲受人はともに高齢にて、代理人の行政書士に一任し
ているということで連絡を受けましたので、3人で現地を確認しました。そもそも今回の申
請地は、譲受人の宅地に隣接しておりまして、利便上、今回の譲渡になったということで、
適正に農地も管理されておりますし、問題ないかと思っておりますので、皆様方のご審議よろしく
お願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

藤田委員 東釜子地区担当の藤田です。

去る3月19日に、小松委員と私、譲渡人の奥さんと譲受人のお父さんが現地で立ち会って、申請内容に間違いのないことでしたので、よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 五箇地区担当の深谷です。

去る3月15日、有賀良雄委員と現地で、譲渡人は高齢で、代理人の息子さん、譲受人の4人で立ち会いまして、適正に管理されており、申請内容のとおりだということでございます。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

緑川委員 今回の件に関しまして、去る3月15日、私と熊崎委員と、あと譲渡人、譲受人、4人によりまして、現況において詳しい話をお聞きし、現場近くの確認をいたしました。譲渡人と譲受人は本家、別家だそうです。それで、今回の件に関しては、集積を図りたいということで、若干の面積なんですけれども、お互いに話し合いをしまして、あと3条の調査項目について確認いたしました。何の問題もございませんでしたので、皆さんに報告いたします。よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信大屋地区担当の高久亨です。

去る22日に、現地にて、北野委員と私と、譲渡人、譲受人に立会いしてもらいまして現地を確認しました。皆さんの審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

大戸委員 大信信夫地区担当の大戸です。

秋元委員、私、譲渡人、譲受人の4名で現地立ち会いました。ここに書いている内容のとおりで何ら間違いありませんので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その8を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

高橋委員 市内西部地区担当の高橋です。

去る3月21日に早津委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人に3月22日お会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。譲渡人は高齢で、一緒に農業に従事している息子への今回の贈与ということで、問題ないと思ひますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その8について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条5項の規定により審議する

ものとする。令和2年3月27日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、7ページをご覧ください。

【その1朗読】

上下水道管が沿道に埋設されており、おおむね500メートル以内に2つの医療施設があることから、立地基準の農地区分につきましては、公共施設便益区域内農地の要件を満たしており、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当推進委員の邊見敏文です。

今回の申請について、去る3月16日、鈴木俊信農業委員と申請人と現地立会い調査を行い、申請内容に間違いがないことを確認しました。今回の転用による周辺農地への影響には特に問題がないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

12ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和2年3月27日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、13ページをご覧ください。

【その1朗読】

上下水道管が沿道に埋設されており、おおむね500メートル以内に2つの医療施設があることから、立地基準の農地区分につきましては、公共施設便益区域内農地の要件を満たしており、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

邊見委員 大沼地区担当推進委員の邊見敏文です。

今回の申請について、去る3月16日に、鈴木俊信農業委員と譲渡人と現地立会い確認しました。譲受人には3月19日に確認しました。双方とも申請内容には間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、18ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

齋藤委員 白坂地区担当の齋藤です。

今回の申請について、去る14日に、山本委員、矢野会長と共に現地調査を行いました。譲渡人には現地でお会いしておりますが、譲受人には電話にて確認をいたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

会 長 農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、23ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の推進委員の鈴木です。

今回の申請につきましては、3月17日、齋藤委員と、それから譲受人は奥さんに立会ひいただきまました。並びに譲渡人は遠方なので、電話にて確認を取っております。この申請地は周りに農地はほとんどございません。並びに用水路等もありませんので、何ら問題ないかと思われまますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、28ページをご覧ください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の推進委員の鈴木です。

今回の申請につきましては、その3と引き続きの件で、譲渡人と譲受人は、遠方なものですから電話で確認いたしました。申請内容については全くそのとおりということで、なお、行政書士に一任しているということで、この件については行政書士が立会いたしました。さきのその3と同じように、周りにほとんど農地はございません。あと、用水路等もありませんので、周辺農地に与える影響はないと思われまます。皆様の審議よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました5条その4について、ご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

33ページをご覧ください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和2年3月27日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(渡部副主査) それでは、39ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【第1号から第2号朗読】

この案件につきましては、去る3月2日に大信大屋地区担当委員の北野委員、高久委員立会いの下、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、6番、橋本賢一委員、18番、北野唯道委員の退席を命じます。

(橋本賢一委員 北野唯道委員 退席)

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第14号並びに所有権の移転第1号から第2号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第14号並びに所有権の移転第1号から第2号について原案のとおり承認いたします。

橋本賢一委員、北野唯道委員の入場を認めます。

(橋本賢一委員 北野唯道委員 入場)

◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局より。

事務局(大崎次長兼係長) 本日、農業委員会活動記録簿を机上に配付させていただいております。活動記録簿につきましては、農業委員の委員活動を効率的に行っていただくために使用していただくことになっておりますので、有効にご活用願います。

また、本記録簿作成につきましては、委員報酬の財源にもなっている国からの交付金を受けることにも関係しているほか、令和2年度におきましても、全国農業会議所では、全国の市町村農業委員会に報告を依頼して、農地利用最適化の進捗状況共有シートを四半期ごとに取りまとめて農水省へ情報共有する予定となっておりますので、委員活動の際には漏れなく作成されますようお願い申し上げます。

なお、来期の回収につきましては、6月総会に第1四半期活動について回収する予定でございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

事務局長 冒頭に会長からお話でしたが、新型コロナウイルス感染症の対応に関し、農業委員会総会の対応につきましては、今般、全国農業会議所と農林水産省とで協議され、整理された通知が発出されております。通知には、農業委員会総会は、法令業務を取り扱う場として、実際に委員が参集することが原則であり、同時に、会議の公開、議事録の公表なども法律上規定されているとあります。

したがって、総会は、出席委員の協議を踏まえ、法に基づく案件を審査する場であることに鑑み、会長と協議の上、通常どおり開催させていただきました。委員各位の手洗い、マスクの着用、消毒液による消毒など、感染予防の徹底を前提とし、スムーズな議事進行、会議時間の短縮など、感染リスクの減少に努めてまいりますので、通常開催についてご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、福島県農業会議より、農業委員会の綱紀粛正、法令遵守に関する依頼文書が届いておりますので、お配りしております。

1月総会でも同様のご連絡を差し上げておりますが、今年に入りまして、全国的に農業委員会での不祥事が相次ぎ、改めて農業委員会の社会的役割の重大さを再確認し、法令遵守に向けた取組を実施願いたい旨の依頼となっております。委員各位におかれましても、高い倫理観を継続いただきまして、再度、法令遵守の徹底についてご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、同じくお手元に今年度の下半期分の委員報酬と農地利用最適化活動に係る報酬明細をお配りしております。ご指定の口座へ3月31日にお振込いたしますので、ご確認をよろしく申し上げます。

次に、先程次長からもご案内させていただきましたが、総会受付時に今年度最終となる委員活動記録簿をご提出いただきました。お忙しい中、ご記入、ご提出をいただきまして、改めて御礼申し上げます。今回の記録簿は1月から3月までの3か月分が対象となり、年度最終分となります。

なお、未提出の委員さんにつきましては、至急、事務局までお届けくださいますようお願い申し上げます。

次に、本日、総会前に親睦会役員会を開催し、令和2年度の親睦会事業案についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

また、併せて令和元年度の親睦会会計決算につきましてもご承認いただき、決算報告書を

お手元にお配りしておりますので、ご確認よろしくお願いたします。

次に、令和2年4月1日付の職員の人事異動の内示がございましたので、お知らせいたします。

まず、私、事務局長の斎藤が定年退職となります。2年間でしたが、委員の皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

次に、鈴木隆之大信分室長ですが、同じ大信庁舎の地域振興課長に転出されます。

鈴木大信分室長 1年間ではございましたが、いろいろと勉強させていただきました。お世話になりました。ありがとうございました。

事務局長 続いて、転入者になりますが、事務局長には、建設部都市計画課長の鈴木誠之課長が参ります。

次に、大信分室長には、同じく建設部都市計画課主幹兼課長補佐兼公園街路係長の新井修治が参ります。

事務局主任主査として、保健福祉部こども未来室こども育成課より真船美和子が参ります。

以上が人事異動関係のお知らせとなります。

次に、次回総会は、4月28日火曜日午後2時より、こちらサンフレッシュ白河で行います。総会終了後には、農政課及び農林整備課より令和2年度の主要事業の説明会の開催を予定しております。

なお、先程令和2年度の親睦会事業についてご承認いただいた旨お知らせ申し上げましたが、本来、4月総会終了後に歓送迎会を開催しておりますが、皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染防止の観点から中止することに決定されましたので、お知らせ申し上げますとともに、ご理解願います。

最後に、先程申し上げましたが、短い期間ではありましたが、大変お世話になりました。委員の皆様からご指導いただきました数々、今後の社会生活に生かしてまいりたいと思っております。進行等におきまして皆様方にはご迷惑をおかけし、心苦しく存じますが、ご容赦いただければ幸いです。農業委員会のご発展と皆様方の今後ますますのご健勝をご祈念申し上げまして、御礼とさせていただきますと存じます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

連絡事項は以上でございます。

会 長 以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和2年第3回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

斎藤局長には、2年間ありがとうございました。

ご苦労さまでした。